

議案第13号

市議会議員の審議会等への参画の見直しに伴う
関係条例の整理に関する条例

市議会議員の審議会等への参画の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 13号 | 1 |

市議会議員の審議会等への参画の見直しに伴う関係条例の整理に関する
条例

(守谷市通学区域審議会条例の一部改正)

第1条 守谷市通学区域審議会条例（平成3年守谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「必要のつど」を「、必要の都度、」に改め、同項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(守谷市区制検討委員会条例の一部改正)

第2条 守谷市区制検討委員会条例（平成5年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(守谷市総合計画審議会条例の一部改正)

第3条 守谷市総合計画審議会条例（平成6年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「17人」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(守谷市保健福祉審議会条例の一部改正)

第4条 守谷市保健福祉審議会条例（平成10年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「25人」を24人に改め、同条第2項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

(守谷市環境審議会条例の一部改正)

第5条 守谷市環境審議会条例（平成6年守谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「19人」を「14人」に、「次の各号により」を「次に掲げる者のうちから」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 関係機関及び団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 事業主
- (4) 市民の代表

(守谷市上下水道事業審議会条例の一部改正)

第6条 守谷市上下水道事業審議会条例（平成17年守谷市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「19人」を「15人」に改める。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道及び下水道利用者

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 13号 | 2 |

(守谷市空家等対策協議会設置条例の一部改正)

第7条 守谷市空家等対策協議会設置条例(平成28年守谷市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条から第4条までの規定 平成30年4月1日
- (2) 第5条及び第6条の規定 平成32年3月1日
- (3) 第7条の規定 平成31年10月11日

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 13号 | 3 |

提案理由（議案第13号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、議員が執行機関の諮問や調査機関の委員に就くことは適当ではないという行政実例の見解が示されていることを鑑み、市議会議員の参画を定めている条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 13号 | 4 |

守谷市通学区域審議会条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(組織) 第2条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>必要の都度</u>、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(削除) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)</p> | <p>(組織) 第2条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>必要のつど</u> 教育委員会が委嘱する。</p> <p><u>(1) 議会議員</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)</p> |

| | |
|-----|-----|
| 議案 | 13号 |
| 13号 | 5 |

守谷市区制検討委員会条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (削除) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略)</p> | <p>(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) 市議会議員</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)</p> |

| | |
|-----|-----|
| 議案 | 13号 |
| 13号 | 6 |

守谷市総合計画審議会条例新旧対照表（第3条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(組織) 第3条 審議会は、委員<u>17</u>人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (削除) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略)</p> | <p>(組織) 第3条 審議会は、委員<u>20</u>人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) 市議会議員</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)</p> |

| | |
|-----|-----|
| 議案 | 13号 |
| 13号 | 7 |

守谷市保健福祉審議会条例新旧対照表（第4条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（組織） 第3条 審議会は、委員<u>24</u>人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）から（9）まで （略） （削除） <u>（10）</u> （略）</p> | <p>（組織） 第3条 審議会は、委員<u>25</u>人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）から（9）まで （略） <u>（10）市議会議員</u> <u>（11）</u> （略）</p> |

| | |
|-----|----|
| 13号 | 議案 |
| 8 | 頁数 |

守谷市環境審議会条例新旧対照表（第5条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>14人</u>以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p><u>(1) 関係機関及び団体の代表者</u></p> <p><u>(2) 識見を有する者</u></p> <p><u>(3) 事業主</u></p> <p><u>(4) 市民の代表</u></p> <p>2から4まで (略)</p> | <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>19人</u>以内をもって組織し、次の各号により_____市長が委嘱する。</p> <p><u>(1) 市議会の代表 3人以内</u></p> <p><u>(2) 関係機関及び団体の代表者 5人以内</u></p> <p><u>(3) 識見を有する者 3人以内</u></p> <p><u>(4) 事業主 4人以内</u></p> <p><u>(5) 市民の代表 4人以内</u></p> <p>2から4まで (略)</p> |

| | |
|----|-----|
| 議案 | 13号 |
| 9 | 頁数 |

守谷市上下水道事業審議会条例新旧対照表（第6条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(組織) 第3条 審議会は、委員<u>15人</u>以内で組織する。 (委員) 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 水道及び下水道利用者</u></p> | <p>(組織) 第3条 審議会は、委員<u>19人</u>以内で組織する。 (委員) 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 <u>(1) 市議会議員 3人以内</u> <u>(2) 学識経験者 4人以内</u> <u>(3) 水道及び下水道利用者 12人以内</u></p> |

| | |
|-----|----|
| 13号 | 議案 |
| 10 | 頁数 |

守谷市空家等対策協議会設置条例新旧対照表（第7条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(組織) 第4条 (略) 2 委員は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) (略) (削除) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略)</p> | <p>(組織) 第4条 (略) 2 委員は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) (略) <u>(2) 市議会議員</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)</p> |

| | |
|----|-----|
| 議案 | 13号 |
| 頁数 | 11 |